



®

令和2年 4月6日(月)
(2020年)

No. 15145 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆芸能人・スポーツ選手の知的財産権と課税(上) (1)

芸能人・スポーツ選手の知的財産権と課税 (上)

東北学院大学法学部

准教授 加藤 友佳

1. はじめに

多額の報酬を短期間で稼得する芸能人やスポーツ選手は、世界中でパフォーマンスを行うため、その報酬に対してどこの国が課税権を有するかは、納税者である芸能人・スポーツ選手だけではなく、課税当局も注目する。一般的な役務提供による対価とは

性質が異なることから、OECDモデル租税条約では17条に芸能人およびスポーツ選手に対する規定が設けられている。しかし、その対象となる芸能人・スポーツ選手の範囲や、彼らの肖像権使用料と17条の対象になる報酬について、条約の規定だけでは対象範囲が不明確な場合がある。

ワールドツアーやオリンピック等、その活動および報酬形態が複雑化する芸能人・スポーツ選手につ

TH総合法律事務所は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH総合法律事務所の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。

 TH総合法律事務所

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com